

(別表1)

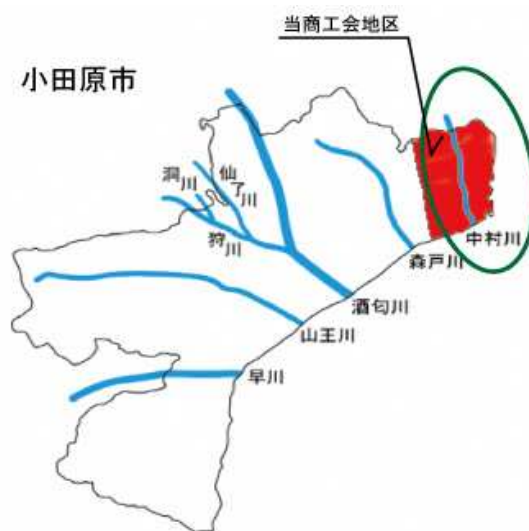
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

<立地・環境>

- ・ 当会地域は、小田原市の小竹・小船・上町・中村原・沼代・羽根尾・前川・山西地域の、東端約 9 k m²のエリアで人口は 11, 792 人 (4, 853 世帯) ※H31 年 4 月 1 日現在
- ・ 当会地域である小田原市東部は、大磯丘陵 (地塊) の西南部にあたり、大磯丘陵は主に、表層の関東ローム層、その下の粘土・砂礫からなる洪積層で構成されており、さらに下層は岩盤となっている。丘陵地はみかんを主とする樹園地が形成され、国府津―松田断層帯を境にして、市中央部の平野地である足柄平野と接している。
- ・ 地区内に鉄道の駅は無く、隣町の J R 二宮駅または国府津駅から路線バスを利用することになり、公共交通の利便性においては弱みとなっている。
- ・ 車でのアクセスは、国道 1 号線と小田原厚木道路 (二宮 I C)、西湘バイパス (橘 I C) が通っており、東名高速道路も秦野中井 I C まで 1 0 分程と便利な条件にある。
- ・ 小田原市全体の高齢化率は 30. 2% で、県内平均の 25. 4% より高い。 ※令和 2 年 1 月 1 日現在。



※一番濃い色の部分が当会のエリア

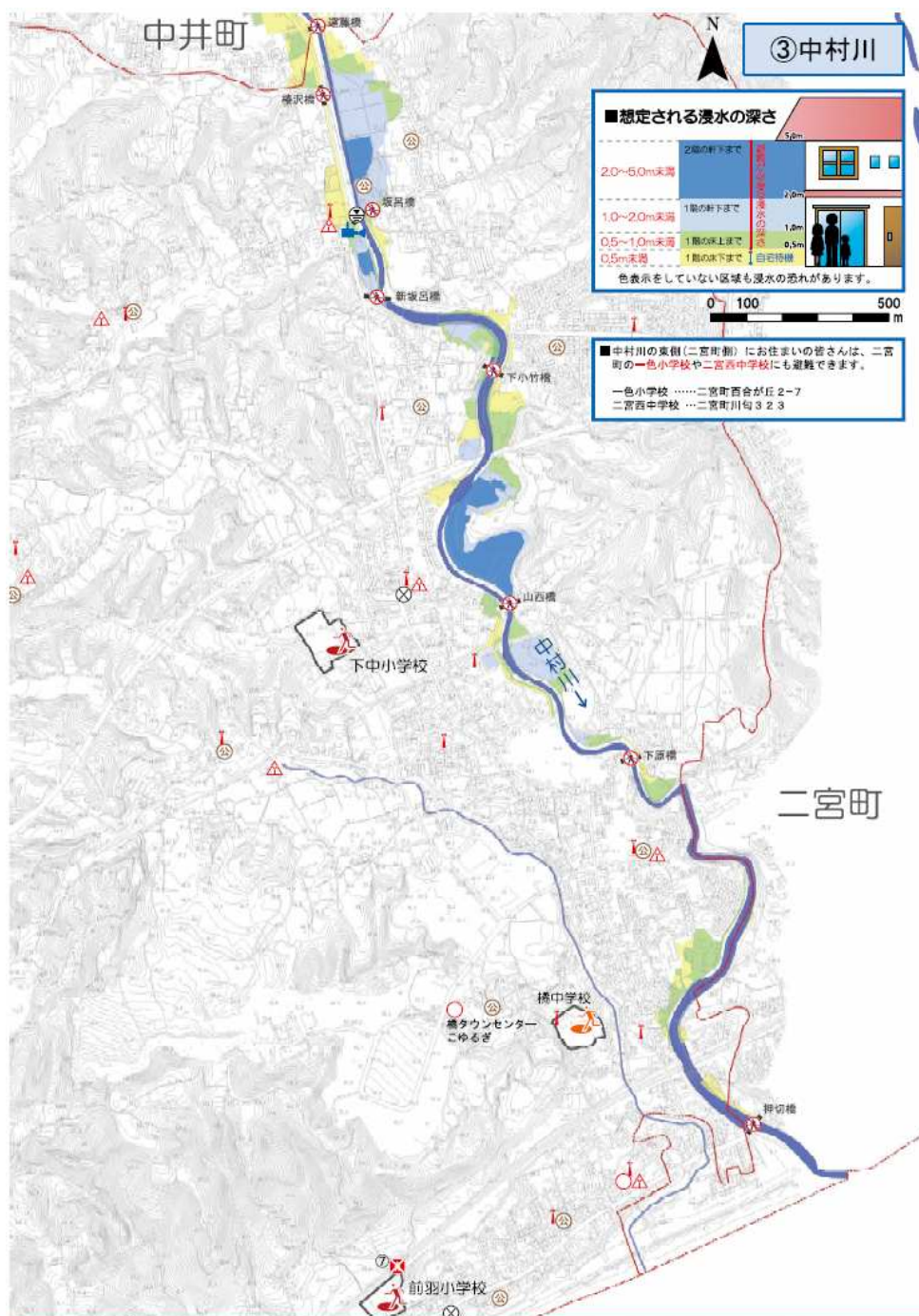
※当会地域の範囲に氾濫可能性のある河川は中村川である。

(1) 地域の災害リスク

(ア) 風水害災害における洪水被害の想定

・洪水ハザードマップ

※想定しうる最大規模等の降雨により河川（中村川）が氾濫した場合に、浸水が想定される区域及び避難所を示している。中村川沿いの小竹地区・小船地区・中村川地区には約80の事業所が存在し、特に下流にある食品スーパー等10事業所は河川の氾濫具合によっては影響が甚大となることが予想される。



・小田原市洪水ハザードマップ

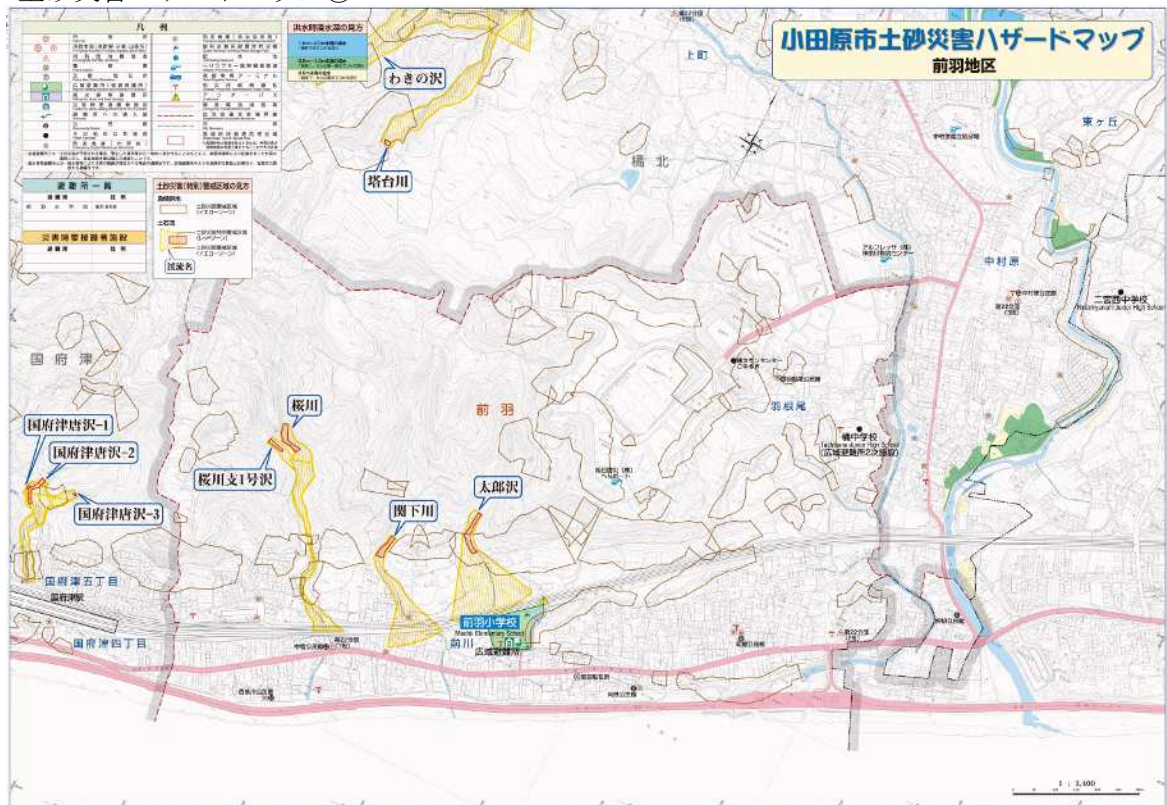
<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/nature/damagefrom/floodmap.html>

(イ) 風水害災害における土砂災害被害の想定

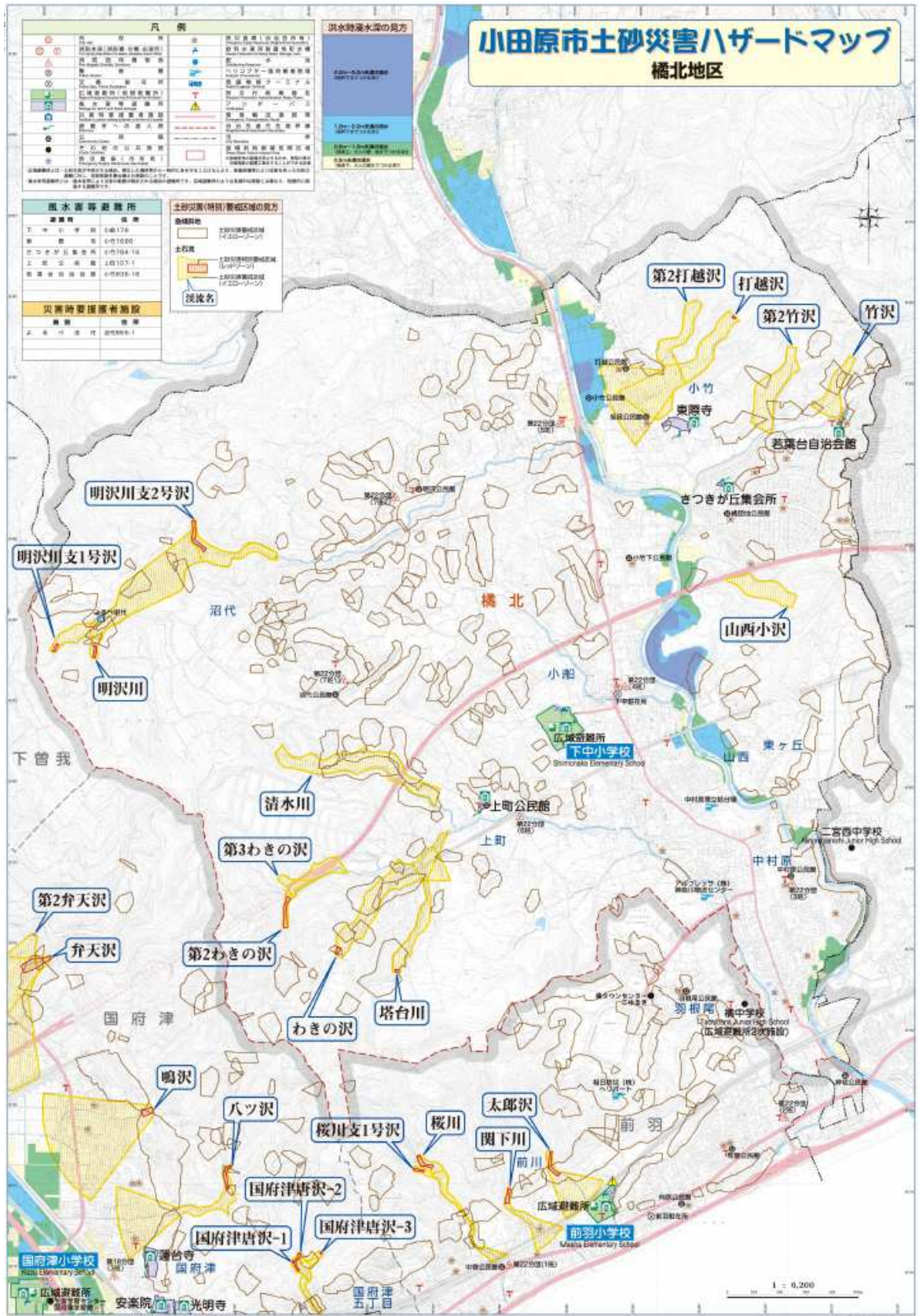
・土砂災害ハザードマップ

※集中豪雨や台風に伴う豪雨等により、土石流やがけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を示している。このエリアには事業所は少ないものの、土砂災害によってJR東海道線、国道1号線の寸断といった被害が想定されるため、交通・通行・輸送面に甚大な影響が及ぶ可能性がある。

土砂災害ハザードマップ①



土砂災害ハザードマップ②



(ウ) 地震被害の想定

①県の地震被害想定調査で想定した地震は次のとおり。

※被害想定は、小田原市全域を示している。

想定地震	説明	建物被害 想定 全壊棟数	津波建物 被害 全壊棟数
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。	30	—
三浦半島断層群の地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。発生確率は、30年以内6~11%とされている。	0	0
神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、過去400年の間に同クラスの地震が5回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。	3,860	40
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震で、発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されている。	90	20
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内70%程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。	200	30
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震です。平均発生間隔は200年から400年です。30年以内の発生確率はほぼ0から5%です。今後100年から200年先には発生の可能性が含まれている。	22,720	410

※出典：小田原市地域防災計画より抜粋

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/siryu/tiikibousai.html>

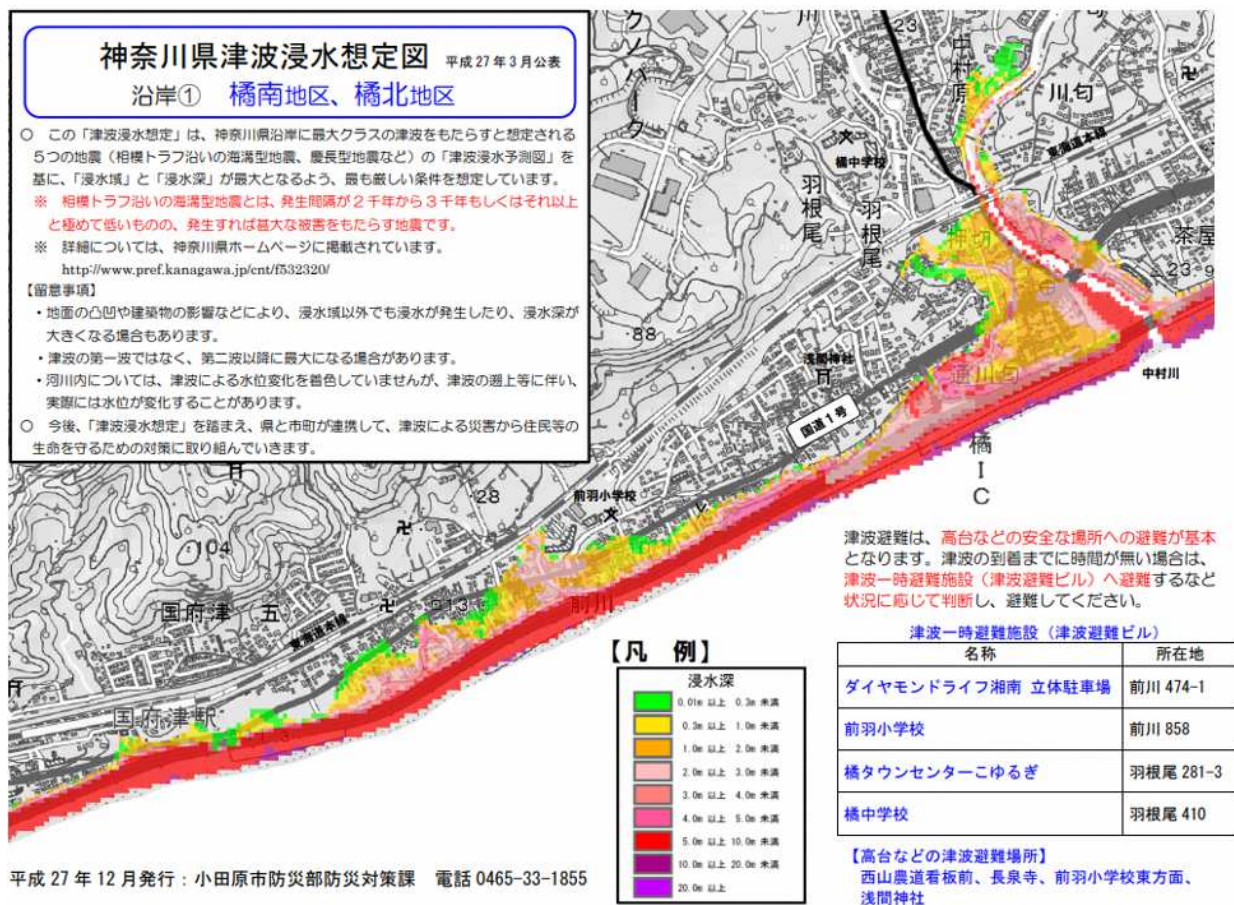
②神奈川県津波浸水想定図

神奈川県が平成27年3月に新たに公表した「神奈川県津波浸水想定図」を基にし、本市により作成した、本会地域における津波浸水想定図は次のとおり。

このエリアでは、事業所は少ないものの、津波による浸水被害によりJR東海道線、国道1号線の寸断といった被害が想定されるため、交通・通行・輸送面に甚大な影響が及ぶ可能性がある。

※「津波浸水想定」は、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすとされる5つの地震（相模トラフ沿いの海溝型地震、慶長型地震など）の「津波浸水予測図」を基に、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう、最も厳しい条件を想定している。

津波浸水想定図（当会地域）



(エ) 特殊災害に係る想定

小田原市防災計画では、特殊災害として、火山災害、雪害、船舶災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災、を想定している。
当地区においては、河川の氾濫、土砂崩れ、高波による浸水、火災によって鉄道災害、道路災害、林野火災といった災害が想定される。

(2) 商工業者の状況

当会地域は、小田原市の小竹・小船・上町・中村原・沼代・羽根尾・前川・山西である。

(ア) 商工業者数 321者

(内訳)

商工業者数	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他
321	49	39	18	94	30	61	30
構成比%	15.3	12.1	5.6	29.4	9.3	19.0	9.3

※商工業者数は平成 26 年経済センサスによる。

(イ) 小規模事業者数 283者

(3) これまでの取組

(ア) 当市の取組

- ア 災害対策の組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練
- イ 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄・整備
- エ 水防、消防その他の応急措置
- オ 市域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- カ 警報の伝達及び避難の勧告
- キ 被災者に対する救助及び救護措置
- ク 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- ケ 被災者に対する罹災証明の発行
- コ その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置
- サ 市域内にある公共的団体及び住民防災組織の育成指導

①地域防災計画の策定

小田原市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に実施するものとして策定している。

②防災に関する情報提供

- ・当市は、防災行政無線を始め複数の手段を用いて情報を発信している。（防災行政無線・テレホンサービス・防災メール・テレビ放送・FMおだわら・緊急速報メールなど・ホームページ・広報車・Yahoo!防災速報・J：COM防災情報サービス）
- ・自治会や各種団体等が開催する防災に関する講演、勉強会等の場に市職員が赴いて「防災教室」を開講し、本市の防災対策や家庭でできる防災対策等の説明、アドバイスをを行っている。

③予防対策

当市は、予防対策として、自主防災組織育成強化を図るための各種支援、事前登録されたボランティアを対象とした研修・訓練、建造物等に係る耐震性や防火装置の促進を基本とした災害予防の推進を行っている。

(イ) 当会の取組

①広報・周知活動

- ・事業者の事業継続計画（BCP）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの周知及び開催

②事業者BCPに係る活動

- ・会員福祉共済等、BCPに必要な損害保険への加入推進

II 課題

- ・小規模事業者は、災害時における情報収集手段や、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が十分とは言えない。
- ・現状、当会においては、事業者の事業継続計画(BCP)策定支援に対する取組は、国の施策普及やセミナー開催等の広報・周知活動にとどまっている。

III 目標

①事業継続力強化

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業者BCP策定の必要性を周知する。

・小規模事業者に対し、自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むための「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。

・「事業継続力強化計画」策定を行った小規模事業者や事業継続力の強化を図る小規模事業者に対し、災害時に実効性のある施策の推進、効果的な訓練等、事業継続計画（BCP）策定の支援を行う。

・事業継続計画（BCP）は策定とともに計画の改善、訓練等フォローアップ等、運用が重要であるため、事業者BCPの策定支援を行った小規模事業者に対してフォローアップを行い、計画のPDCAサイクルを回す。

②発災時の被害状況の把握や応急復旧活動

・発災時における連絡体制を円滑に行うため、小田原市と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（実施目標）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP策定支援事業者数	3	3	5	5	5
フォローアップ延べ回数	1	3	3	5	5

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

小田原市橋商工会と小田原市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

(ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①小規模事業者のリスク把握

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報周知活動

・市広報、当会ホームページ・ブログ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業継続力強化計画・事業者BCPの策定支援

・小規模事業者に対し、自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むための「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。

・「事業継続力強化計画」策定を行った小規模事業者や事業継続力の強化を図る小規模事業者に対し、災害時に実効性のある施策の推進、効果的な訓練等、事業継続計画（BCP）策定の支援を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。

※参考－商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

・財産のリスク：火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償、自動車運行に伴う事故の賠償補償

・休業のリスク：事業主・従業員の休業所得補償、災害に伴う営業損失補償

・経営のリスク：取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え、事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え、廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立

・自動車のリスク：自動車運行に伴う事故の賠償補償

・労災事故のリスク：業務災害の管理者賠償責任補償

(イ) 商工会自身の事業継続計画の作成

・当会は、本計画と並行して「事業継続計画」を策定（別添）。

(ウ) 関係団体等との連携

・神奈川県商工会連合会の専門家派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした事業継続力強化計画の普及啓発セミナーやBCP計画策定支援、また、保険会社等と連携し、災害補償としての損害保険等の紹介等を実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。また、近隣商工会等、支援機関とセミナー等を共催する。

(エ) 事業継続力強化計画・事業者BCP策定後のフォローアップ

・事業継続力強化計画の策定支援を行った小規模事業者に対して、計画・取り組み・訓練等、計画の進捗状況を把握する。また、必要に応じて中小企業診断士等の専門家がフォローアップを行い、計画とのズレや課題の解消を支援する。加えて、事業継続計画（BCP）へのステップアップを行

う場合は、策定の支援を行う。

・BCPの策定支援を行った小規模事業者に対して、計画・取り組み・訓練等、計画の進捗状況を把握する。また、必要に応じて中小企業診断士等の専門家がフォローアップを行い、計画とのズレや課題の解消を支援する。

・(仮称)事業継続力強化支援会議(構成員:当会、当市、神奈川県商工会連合会)を開催し、本事業の支援状況や改善点等について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(令和元年台風第19号・平成23年東日本大震災クラス)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。

・当会は、商工会BCPに基づき必要に応じて訓練を実施する。

<2. 発災後の対策>

・発災時には、人命救助、自分自身の安全確保を第一とする。

そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

・発災後、速やかに職員の安否確認、大まかな被害状況、参集可能人数等の確認を行う。

※商工会BCPによりあらかじめ定めた安否確認システムを活用し確認を行う。

役職員の安否を即座に確認。非常時連絡網による連絡(安否確認システムと同時に実施)により業務従事の可否確認。

・安否確認の後、確認結果や大まかな被害状況等を当会と当市で共有する。

(イ) 応急対策の方針決定

・当会は、安否確認や、大まかな被害状況等の確認・共有をした時点において、被害状況や被害規模に応じて応急対策の方針を協議、決定する。

被害規模	被害の状況	応急対策の想定
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	・自身の安全確保を優先 ・相談窓口の設置・相談業務を実施 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・相談窓口の設置・相談業務を実施 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特別な応急対応は行わない。

※被害状況の確認が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

時期	共有間隔
発災後～3日目	1日に2回共有する(毎日11時・17時) ※2回目は必要に応じて行う。
4日目～2週間	1日に1回共有する。(毎日11時)
3週間～1ヶ月	1週間に1回程度共有する。

1ヶ月以降	1か月に1回程度共有する。
-------	---------------

< 3. 発災時における連絡体制 >

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うため、次の仕組みを構築する。

(ア) 災害対策本部の設置

・被害状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、県（中小企業支援課）が各市町村及び商工会・商工会議所の連絡窓口へ連絡した時とするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

災害対策本部（第1次本部体制）設置基準	本部の設置基準
風水害等	(1) 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) その他状況により必要があるとき。
地震災害	(1) 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) その他状況により必要があるとき。

(イ) 二次被害を防止するための被災地域活動の決定

・二次被害を防止するため、被災地域での活動は被害状況を共有したうえで、災害対策本部等の指示に従い活動方針を決定する。

(ウ) 被害状況等の確認方法

・当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

(エ) 商工会非会員の被害情報を収集するための取り組み

・神奈川県商工会連合会より提供される新設企業情報や、神奈川県・小田原市と連携するなど、事業者情報を収集し、あらかじめ非会員の名簿を整備する。

・必要に応じて、信用調査会社等を利用し地域小規模事業者の調査を実施し、非会員の名簿を整備する。

(オ) 県への報告

・当会と当市が共有した情報を、神奈川県の指定する方法（※）にて当会又は当市より神奈川県へ報告する。

※県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する

(カ) 発災時における被害情報の連絡・共有体制について

※詳細は令和2年1月31日付け企支2472号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について（依頼）」による。

①自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要がある場合、県（中小企業支援課）は、市町村に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、商工会・商工会議所に対し、報告依頼をした旨を連絡する。

②市町村と商工会・商工会議所は、中小企業の被害情報等を共有する。

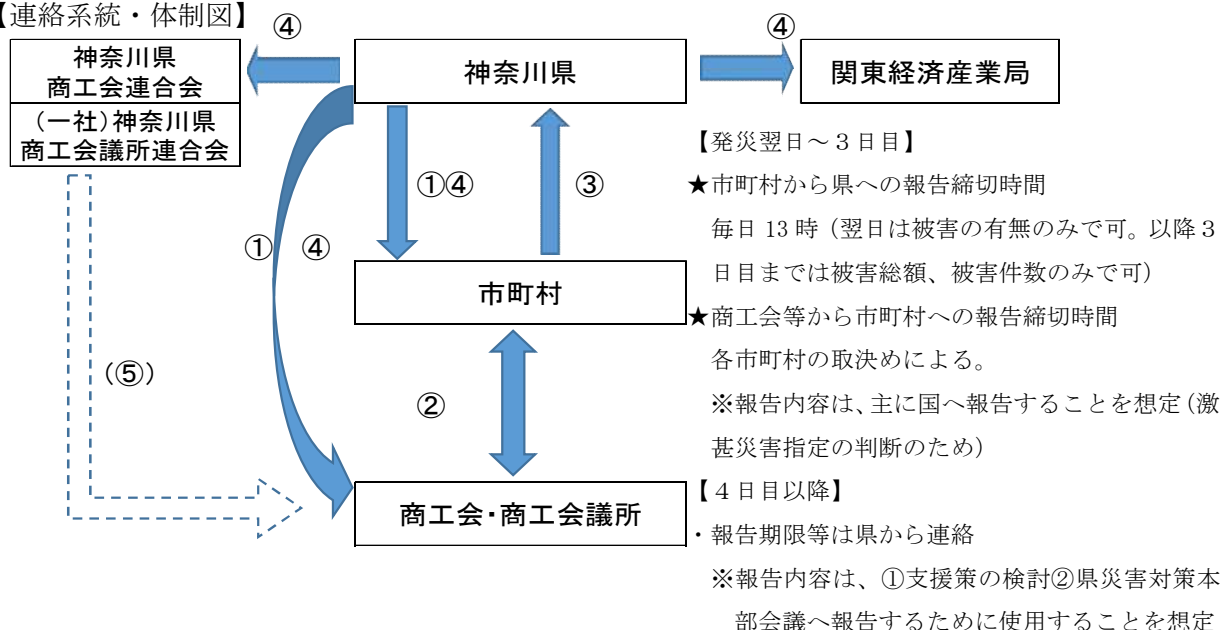
③各市町村は、商工会・商工会議所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告する。ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が商工会・商工会議所に被害状況を確認するこ

ともある。

④県は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業局）・県災害対策本部会議へ報告する。併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。

⑤神奈川県商工会連合会・（一社）神奈川県商工会議所連合会は、取りまとめ結果をもとに、商工会・商工会議所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

【連絡系統・体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設

当会は、当市との協議のうえ、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。国・県より相談窓口の開設要請があった場合も同様に相談窓口を設置する。

- ・優先する支援業務

商工会BCPに記載のとおり、応急対応時には以下事業を優先して実施する。

- ①金融支援：事業継続に不可欠な資金繰り支援等
- ②共済・保険等の契約状況確認、手続き支援
- ③労務・税務支援：雇用や給与等の相談対応等
- ④意見具申：地域小規模事業者や地域の状況報告、支援策要望等

- ・被災事業者への施策周知

被災事業者向け施策（国や都道府県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

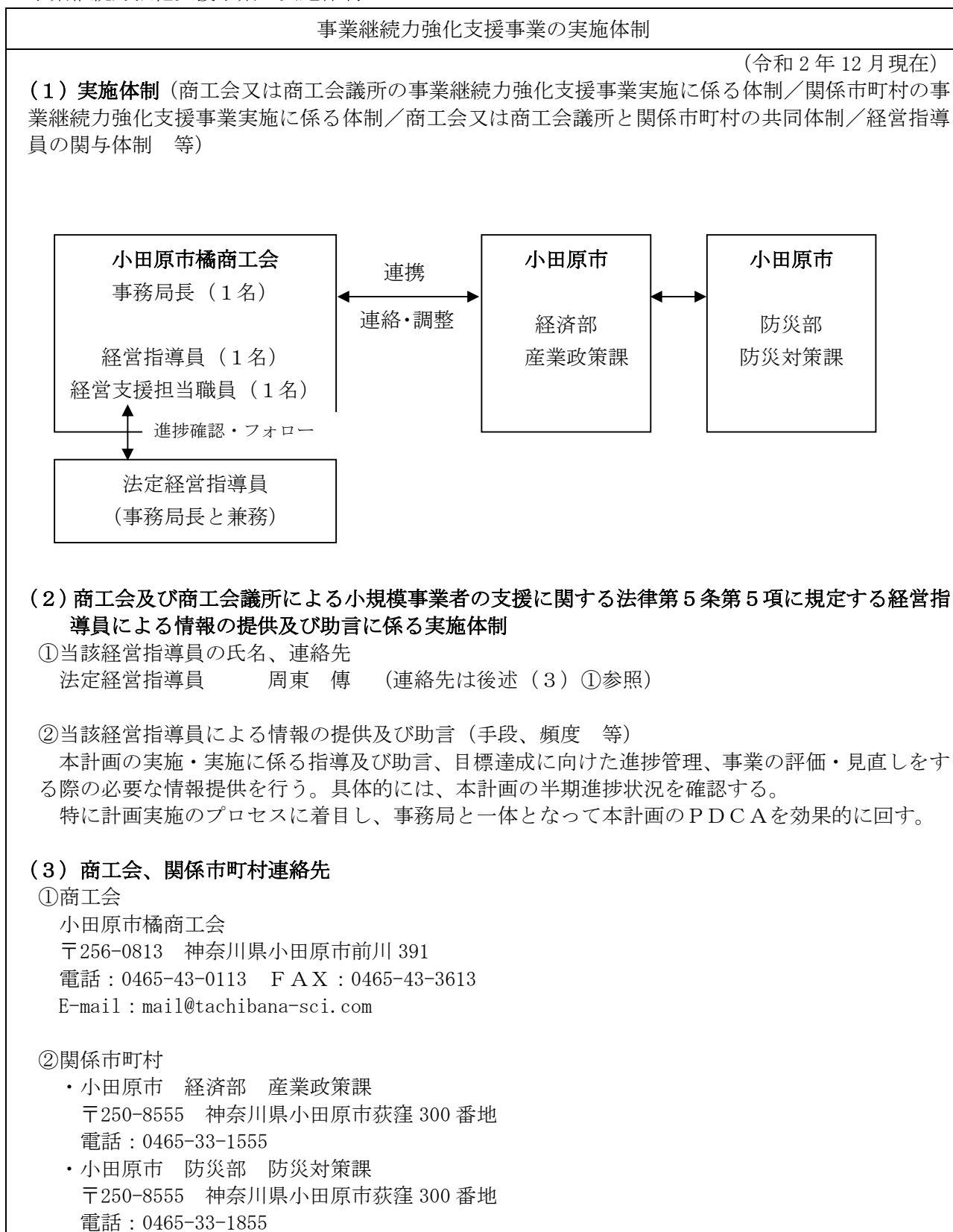
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・神奈川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を神奈川県、神奈川県商工会連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
専門家派遣費	500	500	500	500	500
会議運営費	200	200	200	200	200
講習会開催費	100	100	100	100	100
周知費用	200	200	200	200	200
訓練等対策費用	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金、会費収入、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	